



図1 OTC 医薬品適正使用のための流れに沿った調査項目

表 1 A

海外におけるOTC医薬品の分類及び販売方法						
	分類		医薬品の例	販売形態	情報提供・販売を行う資格者等	インターネット販売
アメリカ	非処方箋医薬品	濫用の恐れのある成分 ¹⁾	ブソイドエフェドリン、エフェドリン等含有製剤	薬局、一般小売店（条件付き）	薬剤師、薬剤師インターン ²⁾	可（条件付き）
		上記以外	解熱鎮痛薬、胃腸薬、禁煙補助薬など	薬局、一般小売店	—	可
イギリス	薬局販売医薬品	濫用の恐れのある成分	ブソイドエフェドリン、コデイン含有咳止めなど	薬局	薬剤師又は薬局助手 ²⁾ （購入者が妊婦等の場合は薬剤師が販売）	可
		上記以外	解熱鎮痛薬、鎮咳薬など			
	自由販売医薬品		少包装の解熱鎮痛薬 ³⁾ 、胃腸薬、抗ヒスタミン薬など	薬局、一般小売店	—	可
オーストラリア	薬局薬剤師販売医薬品 ⁴⁾		喘息薬、ブソイドエフェドリン含有製剤、緊急避妊薬など	薬局	薬剤師	可（条件付き）
	薬局販売医薬品		抗ヒスタミン薬、解熱鎮痛薬、H2ブロッカーなど		薬剤師、その他薬局の従事者（薬局アシスタントなど）	可
	自由販売医薬品		ビタミン、ミネラル、ハーブ、少量の解熱鎮痛薬など	薬局、一般小売店 ⁵⁾	—	可

1) コデインは処方箋医薬品 2) 薬局に在動している薬剤師の監督下 3) 例：パラセタモール 16カプセルまで
4) 濫用の恐れのある一部の成分含むPoisons Standard（国が定めた規制）による管理あり 5) 小売店販売のライセンスのみ

表 1 B

海外におけるOTC医薬品の分類及び販売方法						
	分類		医薬品の例	販売形態	情報提供・販売を行う資格者等	インターネット販売
韓国	一般用医薬品	薬局のみ	総合感冒薬、解熱鎮痛薬、胃腸薬など	薬局	薬剤師	不可
		安全常備医薬品	少量の解熱鎮痛薬、少量の消化剤など ¹⁾	24時間年中無休の店舗 ²⁾	—	不可
スウェーデン	非処方箋医薬品	薬局のみ	解熱鎮痛薬、抗アレルギー剤、風邪薬等	薬局	薬剤師	可
		薬局以外で販売可能	少包装の解熱鎮痛薬、胃腸薬など ³⁾	一般小売店 ⁴⁾	—	可
(参考) 日本	要指導医薬品		イトブリド、プロピベリン、ペボタスチンなど	薬局、店舗販売業	薬剤師	不可
	第一類医薬品		解熱鎮痛剤、H2ブロッカー、毛髪用薬など	薬局、店舗販売業、配置販売業	薬剤師	可
	第二類・第三類医薬品	濫用等のおそれのある医薬品	ブソイドエフェドリン、エフェドリン、コデイン等含有製剤 ⁵⁾		薬剤師又は登録販売者	可
		上記以外	総合感冒薬、胃腸薬、抗ヒスタミン薬など			

1) 1回に1包装単位だけ販売可能、12歳未満の子供には販売不可 4) 薬効群13品目のみ 2) 地方自治体に登録した安全常備薬販売者の登録基準の一つ
3) 副作用、誤服用を防ぐためにパッケージサイズを下げるよう指示あり。300品目程度あり 4) 要登録、地方自治体に手数料を毎年払って、監査を受ける必要あり
5) 2023.4 から 該当する成分を含有する製品はすべて対象となり、販売制限あり